

石和あら川こども園
重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人城西福祉会
事業者の所在地	山梨県甲府市池田一丁目 10-30
事業者の連絡先	TEL055-251-9388 Fax055-251-9389
代表者氏名	理事長 坂本幸一

(2) 施設の概要

種別		幼保連携型認定こども園						
名称		石和あら川こども園						
所在地		山梨県笛吹市石和町井戸 2 3 6・1						
連絡先		Tel 055-261-5031 Fax055-261-2280						
施設長		園 長						
開設年月日		(平成 2 6 年 4 月 1 日)						
利用定員	年齢区分	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	合 計
	1 号	— 人	— 人	— 人	1 5 人			1 5 人
	2 号	— 人	— 人	— 人	6 6 人			6 6 人
	3 号	1 2 人	1 8 人	2 4 人	一 人			5 4 人
当園の基本理念・方針		【目的】 運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、教育・保育を行うことを目的とする。 【運営方針】 ・「当園」は教育・保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下、「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。						

	・「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭と緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。 ・「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
--	---

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	1 3 5 0 . 9 2 m ²
	園庭	3 3 1 . 5 0 m ² + 7 9 . 2 m ² = 4 1 0 . 7 m ²
園舎	構造	(鉄骨造 2階建て)
	延べ	1 0 2 6 . 7 5 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	4 4 . 0 m ²
ほふく室	1 室	6 1 . 5 m ²
保育室	6 室	2 6 3 . 0 m ²
調理室	1 室	3 8 . 6 1 m ²
調乳室	1 室	6 . 0 m ²
幼児用トイレ	4 室	4 6 . 5 m ²
医務室	1 室	4 . 0 m ²
職員室	1 室	4 3 . 7 5 m ²
設備の種類	プール、冷暖房、二階床暖房	

(5) 職員体制

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	人	
主幹保育教諭	2 人	2 人		

保育教諭	17人	16人	1人	
事務職員	1人	1人	人	
栄養士	2人	1人	1人	
調理員	2人	人	2人	

※ 当園では、「山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例（平成26年10月21日山梨県条例第68号。）」に定める基準に基づき、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

（6）利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前 9 時 0 0 分～午後 2 時 3 0 分
預かり保育	保育時間	午前： 7 時 3 0 分～ 8 時 2 9 分（料金発生時間） ： 8 時 3 0 分～ 8 時 5 9 分 午後： 午後 2 時 3 1 分～ 4 時 5 9 分 ： 5 時 0 0 分～ 7 時 0 0 分（料金発生時間）
休業日	日曜日・土曜日・祝祭日	
	学年末・(3月 25 日から 31 日)学年始休業日(4月 1 日から 5 日)	
	夏季休業日(7月 21 日から 8 月 31 日)	
	冬季休業日(12月 26 日から 1 月 7 日)	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前 7 時 3 0 分～午後 6 時 3 0 分（ 1 1 時間）
	保育短時間	午前 8 時 3 0 分～午後 4 時 3 0 分（ 8 時間）
延長保育	保育標準時間	夕： 6 時 3 0 分～ 7 時 0 0 分
	保育短時間	朝： 7 時 3 0 分～ 8 時 3 0 分
		夕： 4 時 3 1 分～ 7 時 0 0 分
		但し、土曜日の延長保育は午後 6 時 3 0 分まで
休業日	日曜日・祝祭日	

	年末年始（１２月２９日～１月３日）
--	-------------------

（７）利用料等

利用者負担（月額保育料）	保育認定を受けた０・１・２歳児クラス利用の方のみ。 子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
実費徴収 （※費用は３・４・５歳児 クラス利用の方のみ）	（保護者会費）	（１月当たり）	４００円
	（給食費・主食費）※	（１月当たり）	１，２００円
	（給食費・副食費）※	（１月当たり）	４，８００円
	（卒園積み立て）※	（１月当たり）	５００円
	（教材等）	その都度実費で徴求	
その他 （注）オムツのサブスク、サ ッカースクール、スイミ ング、ピアノ教室、体操教 室体操は希望者のみ。	（１号認定子どもの預かり保 育に係る費用）	（３０分毎）	１００円
	（２号・３号認定子どもの延 長保育に係る費用）	（３０分毎）	１００円
	閉園後の時間外延長保育料	（３０分毎）	５００円
	事務費 （引落とし出来なかった時）	（１回当たり）	３００円
	オムツのサブスク	（１月当たり）	２，５００円
	サッカースクール	保険加入料 （入会時のみ）	８００円
		（１回当たり）	６００円
	スイミング	入会金	２，２００円
		（１月当たり）	４，１８０円
	ピアノ教室	（１月当たり）	６，０００円
	体操教室	入会金	７，９２０円
		（１月当たり）	７，２００円

(8) 支払方法

口座振替払

(9) 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

・保育目標

1. 家庭的な雰囲気の中でのびのび過ごす。
2. 基本的な生活習慣を身に付ける。
3. 情緒豊かで思いやりのある心を育てる。
4. 安全に気を付け健康的に過ごす。

・教育目標

「社会に貢献できる人を育てる」を理念に、子ども達が将来大人になった時に自立できるように「あら川式教育法」を取り入れています。

<給食の提供にあたって>

- ・自園調理を行い、和食中心のメニューを心掛けています。
- ・栄養配分、旬の食材、果物、行事食を取り入れた献立の提供を行います。
- ・食育活動や食事指導を行い、望ましい食習慣を育てることに努めています。

<アレルギー対応について>

当園は、幼保連携型認定こども園石和あら川 **こども** 園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

・アレルギー対応

- ・除去食の提供（医師の診断のもと、医師の証明書を提供していただき、

完全除去、代替食を提供しています。)

(1 0) 保育計画(年間)

クラス	保 育 計 画
0 歳児	個々の生活リズムを整えながら、清潔で安全な環境のもとで過ごす。
1 歳児	安定した情緒の中で保育者に親しみをもって過ごす。
2 歳児	生活に必要なことを援助してもらいながら、自分でしようとする。
3 歳児	保育者との信頼関係のもとに安定し、友達と一緒に遊んだり、活動したりすることを楽しむ。
4 歳児	日常生活に必要なルールを守りながら、自分の力で行動し、充実感を味わう。
5 歳児	生活や遊びに意欲をもって友達と一緒に活動する楽しさを味わう。
その他 (年間行事)	入園式、保育参観、夏祭り、七夕、プール開き、プール終了、運動会、秋の遠足、七五三、クリスマス会、節分、発表会、卒園式、誕生会、身体測定、避難訓練、総合防災訓練、歯科・内科健診、尿検査

(1 1) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【 1 号認定子ども】 ・ 施設の管理者が定めた選考方法による 【 2 号・ 3 号認定子ども】 ・ 市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・ 1 号・ 2 号・ 3 号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。）

	・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての 留意事項	(1) 保護者に用意していただくもの ①入園時に用意いただくもの ・ 健康保険証のコピー ・ 受給者証のコピー ・ 保護者の緊急連絡先 ・ 住所を確認するもの ・ 園児の健康や体調を確認するもの など ②毎日持参いただくもの ・ 通園かばん ・ サブバック ・ 手拭タオル ・ エプロン（1，2歳児）など ③服装について ・ 1，2歳児は動きやすく、脱ぎやすい服装をお願いします。 ひもやフードなどのひっかけやすい服は避けるようにしてください。 ・ 3，4，5歳児は体操着で登園します。(体操着は園にて準備します。) ④その他ご用意いただくもの ・ 着替え ・ おむつ交換用タオル（1歳児） ・ お昼寝用のタオル又はマットと上掛け用のタオルケット や毛布 ・ 上履き（2歳児から）、上履き袋 ・ 鉛筆、筆箱（3歳児から） (2) 登園・降園について ①登園について

- ・ 3， 4， 5 歳児は 9 時までに登園してください。
- ・ 1， 2 歳児は 9 時 15 分までに登園してください。
- ・ 気になることがありましたら、お伝えください。
- ・ 投薬がある場合は、必ず職員に手渡してください。

②降園について

- ・ その日にあったこと、伝達事項をお話しします。
- ・ 午後 6 時以降は合同保育をしています。

(3) こども園と保護者との連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの 24 時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。

連絡アプリこどもんは保護者の方との大切なコミュニケーションの手段のひとつです。毎日記入、確認をお願いします。

(4) 健康診断、健康管理について

①健康診断

定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

内科健診	全園児	年 2 回	
歯科健診	全園児	年 2 回	
尿検査	全園児	年 2 回	等

②健康管理、病気のときの対応

- ・ 保育園は健康児を保育することが前提です。登園に際して、健康状態のすぐれないお子様はお預りできない場合があります。
- ・ 朝の体温が平熱を超えている場合は、登園を控えてもらいます。

	・発熱（37.5度以上または平熱より1度以上）、発病等認めた場合は、すみやかにお迎えをお願いします。 ・感染症の病気にかかったら他の園児のため登園を控えてもらいます。回復後登園する場合は医師の意見書または保護者の登園届を提出してください。 ・持病（熱性けいれん・ぜんそく・アトピー等）がある場合は、入園時に申し出てください。 ・園での投薬について、薬を飲み始める日に薬の連絡票に記入し、病院の処方箋と一緒に、必ず担任または他の職員に手渡して確認を取ってください。シロップは一回分を別の容器に入れて、粉薬は袋に名前、日付、食前・食後の別など、いつ飲むのかを書いてください。薬が何種類もある時は、全てに記入してください。 （５）感染症対策について 感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。 ・発生した場合はお知らせを配布し、病気の特徴や予防方法を周知します。 ・毎月の保健だよりを発行し、保護者へ情報提供を行います。 （６）障害児保育について ・個別指導計画の作成 … 年間指導計画・月間指導計画 ・共通理解 … 担当保育教諭だけでなく、園全体で、その子の発達状況を理解して、関わるようにしています。 ・個別面談 … 気付いたこと、出来た事、今後の課題などについて保護者と連携を取っています。 （７）医療的ケアが必要な園児の保育について ・医療機関と園が情報を共有できるようにしています。 ・支援相談機関との連携 園での様子を見てもらい、援助や対応方法のアドバイスを受けて今後の保育に活用しています。
--	--

(1 2) 学校医・嘱託医

医療機関の名称	(名称) ふえふきこどもクリニック
医院長名	(氏名) 大久保又一
所在地	(所在地) 笛吹市石和町井戸 172-1
電話番号	(電話番号) 055-244-5311

(1 3) 学校歯科医・嘱託歯科医

医療機関の名称	(名称) 石倉歯科医院
医院長名	(氏名) 石倉和明
所在地	(所在地) 笛吹市石和町市部 789-87
電話番号	(電話番号) 055-263-2221

(1 4) 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

【管轄する消防署】

消防署名	(消防署名) 笛吹市消防署
所在地	(所在地) 笛吹市石和町下平井 2 0 4
電話番号	(電話番号) 055-261-0119

【管轄する警察署】

警察署名	(警察署名) 笛吹警察署
所在地	(所在地) 笛吹市石和町市部 5 5 5

電話番号	(電話番号) 055-262-0110
------	---------------------

(1 5) 非常災害対策

防火管理者※	園 長
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月 1 回実施します。 総合防災訓練（引渡し訓練）、避難訓練（地震・火災）、A E D 講習
防災設備	消火器、誘導灯、非常警報装置、自動火災報知機、ガス漏れ報知器、 非常用電源 等
避難場所	笛吹市立富士見小学校
緊急時の連絡手段	災害時でメールが出来ない場合は災害伝言ダイヤル 171 を活用します。

(1 6) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	(担当) 主任	(職名) 主任
相談・苦情解決責任者	(氏名) 園長	(職名) 園長
第三者委員	(氏名) 中川則昭	(電話番号) 055-252-2913 (役職、所属等) 会社役員
	(氏名) 土橋幹夫	(電話番号) 055-255-1000 (役職、所属等) 会社役員
	(氏名)	(電話番号) (役職、所属等)

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

（１７）賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	（名称等）全国私立保育園連盟ほいくのほけん・こどもえんのほけん
保険の内容	（内容）保育園賠償責任保険
保険金額	（金額） ・施設賠償責任保険 対人：１名１０億円まで／１事故１０億円まで 対物：１事故１０００万円まで ・生産物賠償責任保険 対人：１名１０億円まで／１事故１０億円まで 対物：１事故保険期間中１０００万円まで

（１８）個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

（１９）虐待防止のための措置及び虐待発生時の対応

虐待防止のための措置	園児の人権擁護・虐待防止のために必要な体制を整備し、職員による虐待行為の禁止、虐待防止や人権に関する職員研修の実施、ポスター掲示・チラシ配布等による啓発など児童虐待防止に必要な措置を講じます。
虐待発生時の対応	職員又は養育者による園児への虐待を発見した場合（疑いを含む）、児童虐待防止等に関する法律の定めに従い、笛吹市・児童相談所適切な機関に通報するとともに、関係機関との連携により児童の安全確保の

	措置を講じます。
--	----------

(20) 業務の質の評価について

認定こども園の自己評価

実施方法：年一回

公表方法：園内に掲示

(21) 地域の育児支援について

平成28年4月から幼保連携型認定こども園として子育て支援事業を行っております。週三回、平日の午前中（9時から14時）地域の子育て中の父母・子どもに園庭を開放して利用していただきます。希望者には子育て相談を実施しております。

(22) その他保護者に説明すべき事項

当園では台風や地震などの災害が発生した場合、やむを得ず休園する場合もあります。保育園は小さなお子様をお預りする施設で、小さなお子様は、災害時には自力で避難することができない災害弱者であります。

台風などがあらかじめ予測できることに対しては、早めに休園の可能性があることをご家庭にお伝えし、保護者の方が早めに対応できる等の配慮を行う、タイムライン防災（事前防災行動計画）を実施します。